

(目的)

第1条 この規程は、明治学院大学における内部質保証に関し必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 本学における「内部質保証」とは、明治学院大学学則第1条および明治学院大学大学院学則第1条に掲げる目的の実現に向けて、教育研究水準および学生の学習成果の水準の向上に資するため、組織および活動の自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・向上に努め、適切な水準にあることを本学の責任で説明・証明していく恒常のプロセスを指す。

(体制)

第3条 本学は、前条に掲げる内部質保証を実践するため、学長の責任のもと、教学マネジメント委員会、教学マネジメント小委員会および外部評価委員会を置く。

(教学マネジメント委員会)

第4条 教学マネジメント委員会は、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織であり、内部質保証サイクルの有効性および、教学マネジメント小委員会からの報告に基づいた自己点検・評価の適切性および有効性について、全学的な観点から点検・評価することを目的とし、その結果を学長に報告するとともに、改善方策や長所の評価を学長に提言する。

2 教学マネジメント委員会は、次の事項を任務とし、本学の内部質保証の推進に責任を負う。

- (1) 大学・大学院の人材養成上の目的・教育目標の設定
- (2) 大学・大学院の「卒業（課程修了）の認定・学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）」、「教育課程の編成および実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）」ならびに「入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）」の設定
- (3) 内部質保証に関する全学共通の方針の設定
- (4) 自己点検・評価活動に係る点検・評価項目等の設定
- (5) 自己点検・評価の結果等を改善・向上に結びつける仕組みの整備と運営
- (6) 教学マネジメント小委員会から報告された自己点検・評価結果に基づく改善案の策定
- (7) その他内部質保証に関する全学的な事項

3 教学マネジメント委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 副学長
- (2) 学部長（教養教育センター長含む）
- (3) 研究科委員長
- (4) キリスト教研究所長，国際平和研究所長，情報科学融合領域センター長
- (5) 学長室長
- (6) 大学事務局長，大学事務局次長
- (7) 法人事務室長，総務部長，人事部長，経理部長，管財部長，横浜管理部長，校友センター長，学長室次長，入試センター次長，教務部次長，総合支援室次長，学生部次長，キャリアセンター次長，図書館次長，情報センター次長，国際センター次長，大学院事務室長，宗教部事務室長，ボランティアセンター次長
- (8) その他委員長が指名する者

4 委員長は、前項第1号のうち学長が指名した副学長1名がこれにあたる。

5 委員長は、教学マネジメント委員会を招集し、その議長となる。

6 副委員長は、本条第3項第2号に定める構成員より互選された者1名とし、委員長が不在のときはその職務を代行する。

7 委員長は、必要に応じて本条第3項に定める構成員の他に陪席者を置くことができる。

(教学マネジメント小委員会)

第5条 教学マネジメント小委員会は、大学の教育、研究および社会貢献ならびにそれを支える管理運営および財務に関わる業務の質的向上を目的として、本学を構成する全ての組織および教職員が実施した自己点検・評価を統括するとともに、大学全体に関わる事項の有効性の検証を行い、その結果を教学マネジメント委員会へ報告する。また、各委員会に関わる横断的な課題については、職員部次長によるテーマ別ワーキンググループを組織し、検証を委嘱することができる。

- 2 教学マネジメント小委員会は、次の事項を任務とする。
 - (1) 学部学科，研究科専攻の人材養成上の目的・教育目標の設定
 - (2) 学部学科，研究科専攻の「卒業（課程修了）の認定・学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）」、「教育課程の編成および実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）」ならびに「入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）」の設定
 - (3) 当該組織における自己点検・評価結果の検証とその結果に基づく改善案の策定
 - (4) その他必要な事項
- 3 教学マネジメント小委員会は、次の者をもって構成する。
 - (1) 学長が指名する副学長1名
 - (2) 学長室長
 - (3) 大学事務局長
 - (4) 明治学院共通科目教育機構外国語教育部会長および諸領域教育部会長
 - (5) 学科主任，教養教育センター主任，教職課程主任，専攻主任
 - (6) その他委員長が指名する者
- 4 委員長は、前項第1号がこれにあたる。
- 5 委員長は、教学マネジメント小委員会を招集し、その議長となる。
- 6 副委員長は、本条第3項第2号および第3号の2名とし、委員長が不在のときはその職務を代行する。
- 7 本条第3項第5号の構成員がやむを得ない理由で出席できないときは、代理出席を認めることができる。
- 8 委員長は、必要に応じて本条第3項に定める構成員の他に陪席者を置くことができる。

(外部評価委員会による評価)

第6条 外部評価委員会は、本学の全学的な内部質保証を適切かつ有効に機能させることを目的として、内部質保証に関連する仕組み、組織、計画や大学運営の在り方を客観的かつ包括的な視点で検証・評価し、その結果を提言として教学マネジメント委員会に上程する。

- 2 外部評価委員会は、学長が委嘱する学外の学識経験者等で構成する。
- 3 外部評価委員会の運営は、学長が指名する副学長が行う。
- 4 外部評価委員会の組織、運営等については、別に定める。

(認証評価機関による評価)

第7条 本学は、年度ごとに実施する自己点検・評価の結果を統括整理し、自己点検・評価報告書を取りまとめ、7年以内の期間に認証評価機関による評価を受けるものとする。

(所管部局)

第8条 この規程に関する事務は、学長室企画課が所管する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、教学マネジメント委員会の議を経て大学評議会および常務理事会の承認を得るものとする。

付 則

- 1 この規程は、2024年4月1日から施行する。なお、本規程の制定をもって「明治学院大学質保証企画委員会規程」「明治学院大学質保証統括委員会規程」「明治学院大学自己点検・評価委員会規程」「明治学院大学ピアレビュー委員会規程」を廃止する。